ハ　その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの（(1)において「外国人雇用状況届出」という。）を行つている事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　次のi及びiiに掲げる措置を実施し、かつ、外国人労働者（現に当該事業主に雇用され、当該事業主に係る外国人雇用状況届出の対象となつている者をいう。以下このハにおいて同じ。）に適用した事業主であること。

i・ii　（略）

(2)～(4)　（略）

(5)　就労環境の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて就労環境整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（このハの規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この(5)において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(6)・(7)　（略）

ニ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　都道府県労働局長に対して、情報通信技術を活用した勤務の実施に係る計画（以下このニにおいて「実施計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。

(3)～(6)　（略）

二　次のイからニまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

（削る）

(3)　都道府県労働局長に対して、当該人事評価制度等の整備に関する計画を提出し、認定を受けた事業主であること。

(4)　当該人事評価制度等の整備及び運用に要した費用の負担の状況及び当該人事評価制度等の整備に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(5)　人事評価制度等の整備に係る事業所において、人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して、人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（以下この(5)において「実施日」という。）に支払われた賃金の総額が、実施日の属する月の前月に支払われた賃金の総額と比べて職業安定局長が定める目標値以上で増額している事業主であること。

(6)　人事評価制度等の適用開始日（以下この(6)において単に「適用開始日」という。）から起算して一年を経過する日までの間における人事評価制度等の整備に係る事業所における離職者の数を適用開始日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

ニ　その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの（(1)において「外国人雇用状況届出」という。）を行つている事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　次のi及びiiに掲げる措置を実施し、かつ、外国人労働者（現に当該事業主に雇用され、当該事業主に係る外国人雇用状況届出の対象となつている者をいう。以下このニにおいて同じ。）に適用した事業主であること。

i・ii　（略）

(2)～(4)　（略）

(5)　就労環境の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて就労環境整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（このニの規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この(5)において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(6)・(7)　（略）

ホ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　都道府県労働局長に対して、情報通信技術を活用した勤務の実施に係る計画（以下このホにおいて「実施計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。

(3)～(6)　（略）

二　次のイからホまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　八十万円